

令和 8 年熊本地震に伴う被害状況等について

県薬の対応（災害対策本部の設置）

		県	県薬	災害救助法適用地域
1	熊本県	○	○	10 市 10 町 1 村
2	福岡県	○	○	—
3	佐賀県	○	—	—
4	長崎県	○	—	—
5	大分県	○	—	—
6	宮崎県	○	—	—
7	鹿児島県	○	—	—
8	東京都	—	○	—
9	茨城県	—	○	—

●県：日薬事務局調べ（各県ホームページより確認） 8/5

●県薬：日薬事務局調べ 8/5

●災害救助法適用地域：内閣府公表（7 月 28 日）資料【第 1 報】より

会員・薬局等の被災状況（県薬調べ、厚労省等発表）

		県薬調べ	厚労省発表
1	熊本県	熊本市東区：薬局数 98（報告数 80 件、被害あり 5 件、調査中 4 件）、熊本市西区：薬局数 45（報告数 38 件、被害あり 5 件、調査中 3 件）、熊本市南区：薬局数 60（報告数 54 件、被害あり 7 件、調査中 5 件）、熊本市北区：薬局数 58（報告数 50 件、被害あり 3 件、調査中 1 件）、熊本市中央区：薬局数 135（報告数 121 件、被害あり 7 件、調査中 5 件）、八代地区：薬局数 72（報告数 51 件、被害あり 35 件、調査中 2 件）、人吉球磨地区：薬局数 56（報告数 56 件、被害あり 2 件）、水俣芦北地区：薬局数 28 件（報告数 17 件、被害あり 4 件）、荒尾地区：薬局数 24（報告数 24、被害あり 0 件）、玉名地区：薬局数 43（報告数 43 件、被害あり 0 件）、上益城地区：薬局数 41（報告数 41、被害あり 6 件、調査中 1 件）、宇城地区：薬局数 40（報告数 32 件、被害あり 15 件、調査中 4 件）、阿蘇地区：薬局数 28（報告数 28 件、被害あり 1 件）、菊池地区：薬局数 83（報告数 67 件、被害あり 3 件、調査中 2 件）、山鹿地区：薬局数 16（報告数 16 件、被害あり 1 件）、天草地区：薬局数 62（報告数 62 件、被害あり 2 件、調査中 1 件） 会員・薬局への情報収集継続中（8/2 12：00 現在）	熊本市：被災施設数 29 件（建物被害 16 件、断水 3 件、停電 2 件、その他 11 件）、八代市：被災施設数 44 件（建物被害 32 件、断水 18 件、停電 5 件、その他 9 件）、氷川町：被災施設数 2 件（建物被害 1 件、停電 2 件）、菊陽町：被災施設数 3 件（建物被害 3 件）、山鹿市：被災施設数 1 件（建物被害 1 件、その他 1 件）、宇土市：被災施設数 8 件（建物被害 4 件、断水 8 件、その他 2 件）、宇城市：被災施設数 23 件（建物被害 15 件、断水 17 件、停電 7 件、その他 3 件）、美里町：被災施設数 2 件（建物被害 1 件、断水 1 件、停電 1 件）、南阿蘇村：被災施設数 1 件（その他 1 件）、天草市：被災施設数 1 件（建物被害 1 件）、上天草市：被災施設数 8 件（建物被害 2 件、断水 7 件）、人吉市：被災施設数 2 件（建物被害 2 件、断水 1 件、その他 1 件）、嘉島町：被災施設数 5 件（建物被害 3 件、断水 1 件、停電 1 件、その他 1 件）、益城町：被災施設数 3 件（建物被害 3 件、停電 1 件）、水俣市：被災施設数 3 件（建物被害 2 件、その他 1 件）、芦北町：被災施設数 1 件（建物被害 1 件）

（熊本県薬務衛生課情報：令和 8 年 8 月 5 日 14：00 現在）より

避難者数・避難所数

		避難所数	避難者数
1	熊本県	139	7,337

●避難所の開設状況（内閣府情報：8月5日7：00現在）より



令和 8 年 7 月 28 日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和 8 年熊本地震に係る災害救助法の適用について

標記について、以下のとおり災害救助法が適用されましたのでお知らせします。

○災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

令和 8 年熊本地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、熊本県の 10 市 10 町 1 村に災害救助法の適用を決定した。

法適用市町村		法適用日 (公示日)
熊本県 (10 市 10 町 1 村)	熊本市 (くもとし)、八代市 (やつしろし)、水俣市 (みなまたし)、山鹿市 (やまがし)、菊池市 (きくちし)、宇土市 (うとし)、上天草市 (かみあまくさし)、宇城市 (うきし)、天草市 (あまくさし)、合志市 (こうしし)、下益城郡美里町 (しもましきぐみさとまち)、菊池郡大津町 (きくちぐんおおづまち)、菊池郡菊陽町 (きくちぐんきくようまち)、阿蘇郡西原村 (あそぐんにしはらむら) 上益城郡御船町 (かみましきぐんみふねまち)、上益城郡嘉島町 (かみましきぐんかしままち)、上益城郡益城町 (かみましきぐんましきまち)、上益城郡甲佐町 (かみましきぐんこうさまち)、八代郡氷川町 (やつしろぐんひかわちょう)、葦北郡芦北町 (あしきたぐんあしきたまち)、葦北郡津奈木町 (あしきたぐんつなぎまち)	7 月 28 日 (7 月 28 日)

【参考】災害救助法の概要 https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/saigaikyujou_gaiyou.pdf

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

藤田、光井、増田、阿部、中村、石川、打矢、渡部

TEL 03-3503-9394（直通）